

(仮称) 習志野市手話、点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例(案)の概要

【基本理念(第3条)】

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重と擁護に当たり、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること
- (3) 障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、協働すること

【市の責務(第5条)】

合理的配慮を行う

- ・必要な施策を総合的かつ計画的に実施

【市民の責務(第6条)】

合理的配慮を行うよう努める

- ・障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を理解
- ・手話が言語であることを理解

【市民活動団体及び事業者の責務(第7条)】

合理的配慮を行うよう努める

- ・他者が行う目的(第1条)を達成するために必要な活動に協力するよう努める
- ・市が実施する施策に協力するよう努める

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる社会(=共生社会)の実現(第1条)

【目的(第1条)】

障がい者個々にあった情報保障やコミュニケーション保障と理解の促進

【目的(第1条)】

手話の普及及び理解の促進

【施策(第8条)】

- (1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段の普及やコミュニケーションの円滑化を図る
- (2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成
- (3) 障がい者が、生活のあらゆる場面で、障がいのない市民と等しく情報保障され、コミュニケーションを図ることができる環境の整備
- (4) 災害時の緊急情報を障がい者の特性に応じて伝達
- (5) 情報通信や放送による情報の取得や利用を促進

【施策(第9条)】

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会を確保する
- (3) ろう者が手話により講座等を受講できる環境の整備